2　前項の規定により試料採取等を行う区画の選定等を行わなかったときは、調査対象地の区域を、当該試料採取等対象物質について第二溶出量基準（調査対象地が昭和五十二年三月十五日以降に公有水面埋立法による公有水面の埋立て又は干拓の事業により造成が開始された土地（廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第二条第一項に規定する廃棄物をいう。）が埋め立てられている場所を除く。）であり、かつ、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が専ら当該造成時の水面埋立て用材料に由来すると認められるものにあっては、土壌溶出量基準）及び土壌含有量基準に適合しない汚染状態にある土地とみなす。

第十四条第二項各号列記以外の部分中「又は」を「及び」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第十四条の二　調査実施者は、第十条の二第一項又は第十条の三第一項の規定による試料採取等の結果が次に掲げるものに該当するときは、これらの規定にかかわらず、当該試料採取等対象物質についてこれらの規定によるその他の試料採取等を行わないことができる。

一　第十条の二第一項第四号の測定又は同条第二項の試料採取等において当該測定又は試料採取等に係るいずれかの単位区画の土壌の特定有害物質による汚染状態が第二溶出量基準に適合するものであること。

二　第十条の三第一項第五号の測定において当該測定に係る土壌の特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合しないものであること。

2　前項の規定により試料採取等を行わなかったときは、調査対象地の区域（次に掲げる単位区画の区域を除く。）を、当該試料採取等対象物質について土壌溶出量基準（第十三条の二第二項括弧書に規定する土地以外の土地において第十条の三第一項第五号の測定を行った場合にあっては、第二溶出量基準）及び土壌含有量基準に適合しない汚染状態にある土地とみなす。

一　第十条の二第一項第四号の測定又は同条第二項の試料採取等において当該測定又は試料採取等に係るいずれかの単位区画の土壌の特定有害物質による汚染状態がすべて土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合するものであった場合における当該単位区画を含む三十メートル格子内にあるすべての単位区画

二　第十条の三第一項第五号の測定において当該測定に係る土壌の特定有害物質による汚染状態がすべて土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合するものであった場合における当該単位区画を含む三十メートル格子内にあるすべての単位区画

第十五条中「第十条」の下に「又は第十条の二第一項若しくは第十条の三第一項」を加える。

第十六条第二項第一号中「、又は当該工場又は」を「又は当該工場若しくは」に改める。

第二十六条第一号及び第五号中「法第六条第一項第一号の環境省令で定める基準」を「土壌溶出量基準又は土壌含有量基準」に改める。

第三十一条第一項中「別表第二」を「別表第三」に改め、同条第二項中「別表第三」を「別表第四」に改める。

第三十四条第一項第一号中「（昭和四十五年法律第百三十七号）」を削る。

第四十七条中「種類」の下に「並びに第五十八条第四項第九号から第十一号までに該当するものにあってはその旨」を加える。

第五十条第一項を次のように改める。

法第十二条第一項第一号の環境省令で定めるものは、次に掲げる行為とする。

一　次のいずれにも該当しない行為

イ　汚染の除去等の措置を講ずるために設けられた構造物に変更を加えること。

ロ　土地の形質の変更であって、その対象となる土地の面積の合計が十平方メートル以上であり、かつ、その深さが五十センチメートル以上（地表から一定の深さまでに帯水層（その中にある地下水が飲用に適さないものとして第四十三条第一号ロの環境大臣が定める要件に該当するものを除く。ハにおいて同じ。）がない旨の都道府県知事の確認を受けた場合にあっては、当該一定の深さより一メートル浅い深さ以上）であること。

ハ　土地の形質の変更であって、その深さが三メートル以上（ロの都道府県知事の確認を受けた場合にあっては、当該一定の深さより一メートル浅い深さ以上）であること。

二　土地の形質の変更であって、その施行方法が第四十三条第二号の環境大臣が定める基準に適合する旨の都道府県知事の確認を受けたもの

第五十条第二項中「前項において準用する第四十三条第一号ロ」に、「第四十四条第一項第二号及び第三号、第二項第二号並びに第五項」を「同条第一項第二号及び第三号並びに第二項第二号中「要措置区域」とあるのは「形質変更時要届出区域」と、同条第三項から第五項までの規定中「前条第一号ロ」とあるのは「前項第一号ロ」と、同条第五項」に改め、同条第三項を削り、同条第四項中「第一項において準用する第四十三条第三号」を「第一項第二号」に、「「形質変更時要届出区域」を「「形質変更時要届出区域」と、第二項中「同条第三号」とあるのは「第一項第二号」」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「第一項の規定において準用する第四十三条第一号ロ」を「第一項第一号ロ」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「第一項において準用する第四十三条第一号ロ」を「第一項第一号ロ」に改め、同項を同条第五項とする。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

イ　第五十八条第四項第九号又は第十号に該当する区域内における土地の形質の変更である場合

ロ　第五十八条第四項第十一号に該当する区域内における土地の形質の変更であって、その施行方法が環境大臣が定める基準に適合するものである場合

第五十八条第四項第五号中「又は第十四条第一項」を「、第十三条の二第一項、第十四条第一項又は第十四条の二第一項」に改め、同項第九号を同項第十二号とし、同項第八号の次に次の三号を加える。

九　形質変更時要届出区域であって当該形質変更時要届出区域内の土壌の特定有害物質による汚染状態が専ら自然に由来すると認められるもの（当該土地の土壌の第二種特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合せず、かつ、第二溶出量基準に適合するものに限る。）にあっては、その旨

十　形質変更時要届出区域であって第十三条の二第二項括弧書に規定する土地（当該土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合せず、かつ、第二溶出量基準に適合するものに限る。）のものにあっては、その旨

十一　次に掲げる土地の形質変更時要届出区域であって公有水面埋立法による公有水面の埋立て又は干拓の事業により造成された土地のものにあっては、その旨

イ　工業専用地域（都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第一号に規定する地域をいう。以下この号において同じ。）内にある土地

ロ　イに掲げる土地以外の土地であって当該土地又はその周辺の土地にある地下水の利用状況その他の状況が工業専用地域内にある土地と同等以上に将来にわたり第三十条の要件に該当しないと認められるもの

第五十九条第一項第一号中「以下」を「次項並びに次条第一項第四号及び第二項第一号において」に改め、同条第二項第三号中「前号の」を「前三号の」に、「された」を「され、又は混合された」に、「及び同号ト」を「及び第五号ト」に、「前号ト」を「第五号ト」に改め、同号を同項第八号とし、同号の次に次の一号を加える。

九　第四号（同号ロに係る部分に限る。）の規定により試料採取等の対象とされた掘削対象単位区画に係る前号の測定において、当該測定に係る土壌の特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合しなかったときは、当該試料採取等の対象とされた掘削対象単位区画を含む掘削対象三十メートル格子内にある掘削前調査一部対象単位区画において、第五号、第六号及び前号の規定により採取され、又は混合されたそれぞれの土壌に水を加えた検液に溶出する特定有害物質の量にあっては第六条第三項第四号の環境大臣が定める方法により、当該土壌に含まれる第二種特定有害物質の量にあっては同条第四項第二号の環境大臣が定める方法により、それぞれ測定することができること。